

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年12月22日
【会社名】	株式会社ピクセラ
【英訳名】	PIXELA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤岡 浩
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
【電話番号】	(06) 6633-3500（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 池本 敬太
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
【電話番号】	(06) 6633-3500（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 池本 敬太
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当119,999,887円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年12月15日に提出した有価証券届出書添付書類の取締役会議事録の記載事項のうち、「発行要領」の一部に記載誤りがあったためこれを訂正するため、また、平成26年12月22日に有価証券報告書を提出したことに伴い、当該有価証券報告書及びその添付書類を平成26年12月15日付で提出した有価証券届出書の添付書類に追加し、併せてこれらに関連する事項を訂正するため、さらに、平成26年12月22日に臨時報告書を提出したことに伴い、「第三部 追完情報」に臨時報告書の内容を追加するため、加えて、平成26年12月19日開催の定時株主総会において定款の一部変更を決議したことに伴い、添付書類として変更後の定款を新たに添付するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

（添付書類の訂正）

取締役会議事録

第三部 追完情報

第四部 組込情報

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_で示しております。

## 添付書類

取締役会議事録

発行要領

(訂正前)

(9) 現物出資財産の内容及び価額	藤岡浩氏が当社に対して有する金銭債権元本120,336,146円のうち119,999,887円なお、発行新株数944,881株は現時点での発行済株式総数13,734,100株の6.87%であり、十分の一を超えないので、検査役検査又は専門家による調査の必要がない(会社法207条第1項第1号)
-------------------	---

(訂正後)

(9) 現物出資財産の内容及び価額	藤岡浩氏が当社に対して有する金銭債権元本120,336,146円のうち119,999,887円なお、発行新株数944,881株は現時点での発行済株式総数13,734,100株の6.87%であり、十分の一を超えないので、検査役検査又は専門家による調査の必要がない(会社法207条第9項第1号)
-------------------	---

## 第三部 【追完情報】

## 1 臨時報告書の提出

(訂正前)

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第32期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、平成25年12月25日及び平成26年2月13日付で臨時報告書を提出しております。その報告内容は以下のとおりであります。

&lt; 中略 &gt;

(訂正後)

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第33期）の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日までの間において、臨時報告書を提出しております。その報告内容は以下のとおりであります。

(平成26年12月22日提出)

## 1 提出理由

当社は、平成26年12月19日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年12月19日

## (2) 決議事項の内容

## 第1号議案 定款一部変更の件

社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第22条を新設するものであります。

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役に藤岡浩氏、池本敬太氏、栗原良和氏、神田徹平氏、岩本朗氏及び古川徳厚氏を選任するものであります。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)	
					可決	賛成割合
第1号議案 定款一部変更の件	69,864	337	0	(注)1	可決	98.53
第2号議案 取締役6名選任の件				(注)2		
藤岡 浩	65,533	4,667	0		可決	92.43
池本 敬太	66,404	3,796	0		可決	93.65
栗原 良和	61,906	8,294	0		可決	87.31
神田 徹平	69,760	440	0		可決	98.39
岩本 朗	69,758	442	0		可決	98.39
古川 徳厚	69,753	447	0		可決	98.38

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## 2 事業等のリスクについて

(訂正前)

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第32期)及び四半期報告書(第33期第3四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において重要な変更があった事項は以下のとおりであります。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、以下の(継続企業の前提に関する重要事象等)に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しており、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、前連結会計年度において3期連続の営業損失を計上し、その結果、前連結会計年度末において債務超過となったことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当社グループでは、当該状況を解消すべく事業の構造改革によるコスト削減などの施策を実施しておりますが、本有価証券届出書提出日現在においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

(訂正後)

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第33期)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しており、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

< (継続企業の前提に関する重要事象等)以下を削除 >

(訂正前)

## 3 最近の業績の概要

平成26年11月13日の取締役会において承認された第33期連結会計年度(自平成25年10月1日至平成26年9月30日)に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

当社の連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

(訂正後)

全文削除

(注)「3 最近の業績の概要」の全文削除

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

（訂正前）

有価証券報告書	事業年度 (第32期)	自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日	平成25年12月24日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第33期第3四半期)	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	平成26年8月12日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1 に基づき本届出書の添付書類としております。

（訂正後）

有価証券報告書	事業年度 (第33期)	自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日	平成26年12月22日 近畿財務局長に提出
---------	----------------	------------------------------	--------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1 に基づき本届出書の添付書類としております。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年12月22日

株式会社ピクセラ  
取締役会 御中

公認会計士 日 野 利 泰 印

公認会計士 重 谷 芳 人 印

### < 財務諸表監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピクセラ及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において500,114千円の営業損失を計上し3期連続の営業損失となり、また、当連結会計年度において492,545千円の当期純損失を計上した結果、当連結会計年度末において111,651千円の債務超過であることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性は連結財務諸表には反映されていない。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成26年12月15日の臨時取締役会において第三者割当による新株式の発行を決議している。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ピクセラの平成26年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、私たちに内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、私たちの判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

私たちは、株式会社ピクセラが平成26年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成26年12月22日

株式会社ピクセラ  
取締役会 御中

公認会計士 日 野 利 泰 印

公認会計士 重 谷 芳 人 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピクセラの平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において547,387千円の営業損失を計上し3期連続の営業損失となり、また、当事業年度において540,617千円の当期純損失を計上した結果、当事業年度末において92,155千円の債務超過であることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性は財務諸表には反映されていない。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成26年12月15日の臨時取締役会において第三者割当による新株式の発行を決議している。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。